

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和3年6月23日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの	14 件
国民年金関係	1 件
厚生年金保険関係	13 件
年金記録の訂正を不要としたもの	1 件
厚生年金保険関係	1 件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100006号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第2100001号

第1 結論

昭和53年4月から昭和56年3月までの請求期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年4月から昭和56年3月まで
昭和52年2月から国民年金に任意加入し、請求期間について定額保険料と付加保険料を納付していたのに、年金記録では、請求期間の付加保険料の納付記録がない。
私が所持する領収書により、請求期間について定額保険料と付加保険料を納付していたことが分かるので、調査の上、付加保険料の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A市の請求者に係る国民年金被保険者名簿兼検認カード(以下「被保険者名簿」という。)によると、昭和52年2月1日に国民年金に任意加入し、請求期間の定額保険料を現年度納付していることが確認できることから、請求期間について付加保険料を納付することは可能である。

また、請求者から提出された昭和53年度から昭和55年度までの納入通知書・領収書の写しによると、請求者が請求期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたことが確認できる。

さらに、被保険者名簿において、請求者が請求期間について付加年金に加入し、付加保険料を納付していた記録は確認できないものの、A市は、上記の納入通知書・領収書の写しの記載内容により、請求者の請求期間に係る付加保険料を収納していたものと考えられる旨回答していることから、当時、請求者に係る行政機関の記録管理が適切に行われていなかった状況がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000177号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100008号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成3年3月31日から同年4月1日に訂正し、平成3年3月の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

平成3年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成3年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年3月31日から同年4月1日まで

A事業所に平成2年10月1日から平成3年3月31日まで半年勤務の臨時職員として採用され、B部署で半年間の任期満了日まで事務補助の仕事をしていた。年金記録によると、A事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成3年3月31日となっているので、同被保険者資格喪失年月日を平成3年4月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当初、平成3年4月1日と記録(処理年月日は平成3年4月9日)されていたが、当該記録を取り消し、同喪失日を平成3年3月31日に訂正(処理年月日は平成3年4月20日)されていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録及び請求者が所持する雇用保険受給資格者証により、請求者のA事業所における離職日は平成3年3月31日であることが確認でき、請求者は、請求期間において当該事業所に継続して勤務又は在籍していた記録となっている。

また、請求者は、平成3年3月31日が任期満了日で日曜日は休日だったとしており、請求期間に係る平成3年3月31日は日曜日であることから、請求期間の前後において3月31日が日曜日となっている昭和60年及び平成8年について、オンライン記録及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、3月31日又は4月1日に被保険者資格を喪失した者について確認したところ、被保険者資格の喪失日が3月31日である者はいない一方、4月1日である者が合計9人確認できる上、当該9人のうち4人については、雇用保険の離職日が3月31日でなく同月30日となっていることが確認できることを踏まえると、請求期間当時、当該事業所に勤務する期間雇用の臨時職員については、3月31日の勤務の有無に関わらず、厚生年金保険被保険者資格の喪失日を4月1日とする取扱いが行われていたものと考えられ

る。

さらに、請求者が自身と同じくA事業所の臨時職員であったとして名前を挙げた者のほか、オンライン記録により、請求者と同様に平成3年3月31日に被保険者資格を喪失し、雇用保険の離職日が同年3月31日であることが確認できる同僚9人のうち、生存及び所在が確認できた8人に照会し、請求者が名前を挙げた者及び同僚5人から回答を得られたところ、このうち4人は、A事業所における在籍期間は平成3年3月31日までだったと陳述し、当該4人のうち1人は在籍期間の毎月の厚生年金保険料が給与から控除されなかった月はなかったはずであると陳述している。

加えて、これらの状況について、A事業所は、請求期間当時の資料がないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除のほか、請求期間当時の臨時職員に対する厚生年金保険の取扱いについて確認することができないと回答する一方、その他の年と異なり、請求期間に係る平成3年3月分の厚生年金保険料のみを給与から控除しなかったとする特別な事情はない旨を回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、A事業所に継続して在籍し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA事業所における平成3年2月の厚生年金保険の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成3年3月31日から同年4月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に提出したか否か、また、保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、上述のとおり、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成3年4月1日から同年3月31日に訂正されていることを踏まえると、事業主から当該記録どおりの届出が行われ、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成3年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100011号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100009号

第1 結論

請求者のA社における平成27年11月5日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成27年11月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年11月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年11月5日

A社から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する賞与明細、総勘定元帳及び振替伝票によると、請求者は、請求期間において、同社から150万円の賞与の支払を受け、当該賞与から150万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届について、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和3年3月31日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100013号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100010号

第1 結論

請求者のA事業所における平成17年12月15日の標準賞与額を17万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A事業所から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録及び複数の同僚に係る請求期間の賞与明細書により、請求者は、請求期間において、A事業所から17万円の賞与の支払を受け、当該賞与から17万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月15日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、請求者の当該期間に係る標準賞与額の届出については、オンライン記録により、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月26日に処理されていることが確認できることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100014号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100011号

第1 結論

請求者のA事業所における平成17年12月15日の標準賞与額を17万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A事業所から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録及び複数の同僚に係る請求期間の賞与明細書により、請求者は、請求期間において、A事業所から17万円の賞与の支払を受け、当該賞与から17万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月15日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、請求者の当該期間に係る標準賞与額の届出については、オンライン記録により、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月26日に処理されていることが確認できることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100015号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100012号

第1 結論

請求者のA事業所における平成17年12月15日の標準賞与額を17万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A事業所から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録及び複数の同僚に係る請求期間の賞与明細書により、請求者は、請求期間において、A事業所から17万円の賞与の支払を受け、当該賞与から17万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月15日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、請求者の当該期間に係る標準賞与額の届出については、オンライン記録により、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月26日に処理されていることが確認できることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100016号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100013号

第1 結論

請求者のA事業所における平成17年12月15日の標準賞与額を17万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A事業所から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録及び複数の同僚に係る請求期間の賞与明細書により、請求者は、請求期間において、A事業所から17万円の賞与の支払を受け、当該賞与から17万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月15日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、請求者の当該期間に係る標準賞与額の届出については、オンライン記録により、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月26日に処理されていることが確認できることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100017号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100014号

第1 結論

請求者のA事業所における平成17年12月15日の標準賞与額を17万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A事業所から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録及び複数の同僚に係る請求期間の賞与明細書により、請求者は、請求期間において、A事業所から17万円の賞与の支払を受け、当該賞与から17万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月15日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、請求者の当該期間に係る標準賞与額の届出については、オンライン記録により、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月26日に処理されていることが確認できることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100018号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100015号

第1 結論

請求者のA事業所における平成17年12月15日の標準賞与額を17万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A事業所から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録及び複数の同僚に係る請求期間の賞与明細書により、請求者は、請求期間において、A事業所から17万円の賞与の支払を受け、当該賞与から17万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月15日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、請求者の当該期間に係る標準賞与額の届出については、オンライン記録により、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月26日に処理されていることが確認できることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100019号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100016号

第1 結論

請求者のA事業所における平成17年12月15日の標準賞与額を17万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A事業所から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録及び複数の同僚に係る請求期間の賞与明細書により、請求者は、請求期間において、A事業所から17万円の賞与の支払を受け、当該賞与から17万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月15日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、請求者の当該期間に係る標準賞与額の届出については、オンライン記録により、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月26日に処理されていることが確認できることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100020号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100017号

第1 結論

請求者のA事業所における平成17年12月15日の標準賞与額を62万4,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年12月15日

A事業所から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録及び複数の同僚に係る請求期間の賞与明細書により、請求者は、請求期間において、A事業所から62万4,000円の賞与の支払を受け、当該賞与から62万4,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月15日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、請求者の当該期間に係る標準賞与額の届出については、オンライン記録により、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月26日に処理されていることが確認できることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100021号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100018号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA事業所における平成17年12月15日の標準賞与額を82万2,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(子)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A事業所から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録及び複数の同僚に係る請求期間の賞与明細書により、訂正請求記録の対象者は、請求期間において、A事業所から82万2,000円の賞与の支払を受け、当該賞与から82万2,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月15日に支給した賞与について、訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る標準賞与額の届出については、オンライン記録により、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月26日に処理されていることが確認できることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100022号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100019号

第1 結論

請求者のA事業所における平成17年12月15日の標準賞与額を80万7,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A事業所から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録及び複数の同僚に係る請求期間の賞与明細書により、請求者は、請求期間において、A事業所から80万7,000円の賞与の支払を受け、当該賞与から80万7,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月15日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、請求者の当該期間に係る標準賞与額の届出については、オンライン記録により、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月26日に処理されていることが確認できることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100023号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100020号

第1 結論

請求者のA事業所における平成17年12月15日の標準賞与額を60万4,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A事業所から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録及び複数の同僚に係る請求期間の賞与明細書により、請求者は、請求期間において、A事業所から60万4,000円の賞与の支払を受け、当該賞与から60万4,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月15日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、請求者の当該期間に係る標準賞与額の届出については、オンライン記録により、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月26日に処理されていることが確認できることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000227号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100007号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年4月1日から昭和44年2月1日まで
請求期間について、C市にあったA事業所で事務員として勤務し、船員保険に加入していたが、年金記録では、船員保険の加入記録がないので、請求期間を船員保険の被保険者期間として記録してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び請求者の勤務状況に関する具体的な陳述から判断すると、請求者は、請求期間のうち昭和42年4月18日から昭和44年1月31日までの期間において、A事業所(以下「当該事業所」という。)で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び当該事業所を管轄するD年金事務所が保管する船舶所有者名簿において、当該事業所及び当時の事業主が船員保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、当該事業所は、オンライン記録によると、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に死亡している上、当該事業所を承継したB事業所は、当時の資料は保存していない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態、船員保険の適用状況及び船員保険料の控除について確認することができない。

さらに、当時の船員法及び船員保険法によると、船員保険の被保険者となるのは、船員(船長及び海員並びに予備船員)である旨規定されていたところ、請求者は、自身が事務の仕事に従事しており船員ではなかった旨陳述している上、B事業所は、「当該事業所は、建設会社であり船舶を所有していなかったため、船員保険には加入していない。」旨回答していることから、請求期間について、請求者は船員保険の被保険者となる要件を満たしておらず、船員保険に加入することはできなかったものと考えられる。

加えて、オンライン記録によると、請求者が同僚として氏名を挙げた一人及び姓を挙げた者と同姓の一人は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和44年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるものの、同記録において、当該同僚二人が請求期間について船員保険に加入していた記録は確認できない。

その上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和44年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた3人に照会し2人から回答を得られ

たものの、いずれの者からも請求者の請求期間に係る船員保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び陳述は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が船員保険の被保険者として請求期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。